

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年10月8日

岩手県立胆沢病院長 郷右近 祐司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 入札件名 胆沢病院における令和6年11月～令和7年3月期給食材料（米）単価契約

(2) 調達品名

品 種	生産年度	産 地	無洗米の製法	その他
ひとめぼれ 100%	令和6年度産	岩手県北上川 下流地域産	乾式以外の製法	袋ごとに精米日を記載すること

(3) 見込数量 4,500kg（5か月）

(4) 調達件名の特質等 入札説明書による

(5) 契約期間 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

(6) 納品場所 岩手県立胆沢病院

(7) 入札方法

上記(1)の件名で、1kgあたりの単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿（物品の製造の請負・物品の売買）のうち、「百貨・日用品類（食料品類）」に搭載されている者であること。

(3) 盛岡市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、金ヶ崎町、奥州市、平泉町、一関市に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、盛岡市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、金ヶ崎町、奥州市、平泉町、一関市に支店等を有しており、その支店等が上記(2)の資格を有しているものであること。

(4) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決

定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒023-0864 岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場 61 番地

岩手県立胆沢病院総務課 電話：0197-24-4121 FAX：0197-24-8194

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

- (2) 入札説明書及び入札参加申請書(様式)等の配付期間

令和6年10月8日(火)から令和6年10月15日(火)の土日祝祭日を除く9時から17時まで。

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

- (3) ホームページアドレス

<https://www.pref.iwate.jp/iryokyoku/oshirase/index.html>

岩手県トップページ>(県の機関)医療局>お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和6年10月15日(火)17時までに3(1)の場所に提出しなければならない。(郵送可)

また、入札日の前日までの間において、岩手県立胆沢病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面(任意様式。FAXによる提出可)により令和6年10月16日(水)17時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和6年10月17日(木)17時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和6年10月18日(金)10時 岩手県立胆沢病院 2階大会議室

(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

7 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

入札単価に当該契約期間における見込数量を乗じて得た額の合計額(税込)の100分の3以上の額を納入すること。ただし、医療局財務規程第184条の規程に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある。

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他 詳細については、入札説明書による。